

資本関係・人的関係調書

年 月 日

宮古市長あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

このことについて、宮古市に対して競争入札参加資格の申請を行っている（競争入札参加資格を有している）他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有・無（どちらかに○）

(1) 親会社（会社法第2条第4号の規定によるもの）

(その1)

本店電話番号	
商号又は名称	
本店住所	

(その2)

本店電話番号	
商号又は名称	
本店住所	

(2) 子会社（会社法第2条第3号の規定によるもの）

商号又は名称	

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有・無（どちらかに○）

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

記載要領

- 1 この様式は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、すべての申請者が提出してください。
- 2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※親会社、子会社の定義

（会社法）

第2条第3号（子会社の定義）

会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

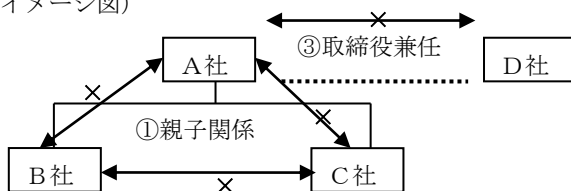
第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※役員定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④委員会設置会社における執行役又は代表執行役

（イメージ図）



②親会社が同じ子会社同士

—— 資本関係の繋がりあり

..... 役員等の兼任あり

↔ 同一入札への参加が制限される関係

制限基準

- ①親会社と子会社の2者
- ②親会社と同じくする子会社同士
- ③役員等の兼任等

※①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。